

税務課からのお知らせ

◆平成23年度の町県民税の申告について

平成23年1月1日現在黒潮町に住所がある20歳以上の方全員に申告書をお送りしています。申告書が届いた方は、前年の1月から12月までの1年間の収入などについて申告が必要となります。

この申告書は国民健康保険税・介護保険料の申告書も兼ねていきますので、収入が無い場合でも、その旨記載して提出してください。

申告結果は、町県民税を適正に課税するための基礎資料となるほか、国民健康保険税および介護保険料の算定資料としても使います。

また、所得証明書などの税務証明の基礎資料としても使いますので必ず申告してください。

【申告の際に必要なもの】

- ①印鑑（認印）
- ②収入や経費が分かるもの（給与支払報告書、公的年金等の源泉徴収票、自営業の方は、収支が分かるもの）
- ③生命保険や地震保険の控除証明書

④国民年金等の支払証明書

⑤医療費の領収書

⑥住宅取得特別控除を受けられる場合は、金融機関の年末残高証明書

【提出期限】

3月15日(火)

※申告書の提出が無い場合は、

①国民健康保険税の軽減措置が受けられない場合があります。

②所得証明書などの交付がでない場合があります。

③各種税額控除が受けられない場合があります。

※申告に必要な書類などの確認や申告の要否については、お気軽にお問い合わせください。

◆軽自動車の手続きについて

軽自動車税は、賦課基準日の4月1日に所有している方に課税されます。

乗れなくなった原付バイクや軽自動車などは、3月末までに廃車手続きを行わないと、新年度も軽自動車税が課税されます。

また、年の途中で譲渡した場合も、名義変更などの手続きが行っていない場合や、手続きが遅くなった場合には、元の所有

者に課税されますのでご注意ください。

なお、手続きは軽自動車の種類によって受付場所が異なりますのでお問い合わせください。

◆個人町県民税、固定資産税の

「納期前納付報奨金制度」が廃止となります。

前納報奨金制度は、納税意識の向上と税収の早期確保を目的に創設された制度ですが、その目的は納税者の皆様のご協力により概ね達成できました。

しかしながら、この制度は、個人町県民税（普通徴収）と固定資産税の納税義務者が対象であり、特別徴収による納税義務者については対象外のため、この制度が利用できないことから不公平が生じておりました。

更に、平成21年度からは特別徴収未実施事業者に対する特別徴収義務者の指定を行うなど、特別徴収への推進と税制度の改正に伴う公的年金受給者に対する特別徴収制度が開始となり、不公平感はますます拡大してきました。

このことから、不公平感を是正するため、個人町県民税につ

いては平成23年4月1日から、固定資産税については平成24年4月1日から廃止となります。

これまで、納期前納付にご協力をいただきました納税者の皆様にお礼を申し上げますとともに、制度廃止につきまして、ご理解いただきますようお願いいたします。

○お問い合わせ

【大方地域】

本庁 税務課 住民税係

☎ 43-2816（直通）

【佐賀地域】

佐賀支所 地域住民課 総合窓口 第1係

☎ 55-3111（直通）

2011 大方人権まつり
〜第22回解放のまじら〜

この催しは、『広げよう 人権のわ』をテーマに人権意識の普及、高揚をはかることを目的に開催します。

日頃より同和問題をはじめ、さまざまな学びや実践してきたことを、できるだけ多くの方々に伝えたいと思っています。たくさんの方のご来場をお待ちしています。